

## 神戸市による不利益処分に関する経緯と内容と今後について

皆様には平素よりお世話になり、ご協力いただき、感謝申し上げます。  
この度の神戸市による不利益処分に関する経緯と内容と今後について、ご報告とご説明をさせていただきます。

令和4年9月30日、監査指導部から当法人事業所の『海花』と『ALOHA HOUSE』に対してサービス管理責任者の資格要件のひとつである従事日数が不足しているにもかかわらず、その人員をサービス管理責任者に配置したことにより不正受給をしたとのことで今回処罰が出されております。

平成28年12月から初期メンバーと共に福祉のボランティア活動をはじめ、平成29年11月に特定非営利活動法人縁を設立、平成30年7月から令和4年9月末まで東灘区住吉地区の事業所のグループホームの世話人として縁のメンバーが入らせていただいております。そのような中、当法人事業所で申請手続きがあったため、その事業所の施設長に実務経験証明書の発行を依頼し、受け取り、神戸市へ申請書に添付し提出させていただきました。ですが、その事業所（グループホーム）の法人理事長の、①実務経験証明書を発行していない、押印の印鑑が法人のものではない。②当法人事業所に男性職員2名は入っていない。③賃金が発生していない。との証言により、神戸市へ提出させていただいた実務経験証明は虚偽のものになるということになりました。

支援者不足でシフトが組めないとのことで、東灘区住吉地区のグループホームを当法人はボランティア団体としてできる限りの当法人の支援者を入れ代わり立ち代わり応援に行かせていただいていたことは事実であります。その事業所のグループホームの理事長のもとへ何度も足を運び、実務経験証明書の正しいもの、退職証明書の発行依頼をいたしました。が、対応していただけませんでした。また、監査指導部にはその事業所のグループホームのサービス記録の写し・実働時間記録の写しや、受け取った実務経験証明書に押印されている印鑑と同じその法人の印鑑が押印されている労働契約書原本・利用者契約書を全て提出いたしました。が、監査指導部に認めていただけませんでした。証拠の提出後、約10日間程度で監査指導部から就労継続支援B型と生活介護の指定取消し、グループホームの新規利用者受け入れ6か月間の停止という処分が下され、その日のうちにネット配信や新聞等に掲載される形となりました。

大変お世話にもなった東灘区住吉地区事業所のグループホームではありますが、縁としては、先日労働基準監督署へ支援者個々で相談に行き、賃金未払い請求と退職証明書発行請求

を行いました。また今後といたしましては神戸市に対して行政訴訟をいたします。

就労継続支援 B 型事業所と生活介護事業所の今後の運営につきましては、今までと変わらず日中支援はさせていただき、国保連合への介護給付費の請求はいたしません。今後とも変わらぬ支援をさせていただく所存でありますので、何卒ご理解いただいた上、今後とも宜しく願いいたします。このように皆様にご心配とご迷惑をお掛けし、特定非営利活動法人縁の理事長として本来は退任をするべきところなのですが、ご利用者様とご家族様の為に最後まで責任を果たさせていただきたく存じます。

本当にこの度は、ご心配とご迷惑をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。今後とも皆様のご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しく願い申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

令和 5 年 7 月 13 日

特定非営利活動法人縁

理事長 竹内 加奈子